

次回（広報6月号）は、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みについてお知らせします。



○「新しい総合事業」が始まるまで  
現在の介護予防給付サービスが引き続き利用できます。  
予防給付の事業所（訪問介護・通所介護）が、サービス実施を辞退しない限り、市の指定事業所とみなす経過措置が講じられますので、これまで同様のサービスを受けることができます。

○移行に向けての取り組み  
市が中心となって、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動やNPO、ボランティア、民間企業など多くの主体によって様々なサービスが提供できる体制を構築します。

○要支援1・2の方向けの訪問介護（ホームヘルプ）・通所介護（デイサービス）が地域支援事業に移行します。  
これまでの介護予防給付によるサービス提供から、市が実施する地域支援事業に移行します。

### ■所得段階別の保険料

要介護認定者の増加に伴い、サービス利用見込量が増えるため、保険料が上昇します。上昇抑制の取り組みとして、介護給付費準備基金の一部を取り崩し保険料に充て抑制に取り組みました。

また、所得水準に応じた保険料設定のため、第5期の8段階から11段階に細分化しました。

	対象者	算定式	保険料（年額） 平成27年～29年
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、市民税非課税世帯かつ本人の課税年金収入+合計所得金額80万円以下	基準額×0.50 (月額2,600円)	31,200 <sup>(※)</sup>
第2段階	市民税非課税世帯かつ本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円超120万円以下	基準額×0.65 (月額3,380円)	40,600 <sup>(※)</sup>
第3段階	市民税非課税世帯かつ本人の課税年金収入+合計所得金額が120万円超	基準額×0.75 (月額3,900円)	46,800 <sup>(※)</sup>
第4段階	本人が市民税非課税（世帯課税）かつ本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円以下	基準額×0.85 (月額4,420円)	53,000
第5段階	本人が市民税非課税（世帯課税）かつ本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円超	基準額×1.00 (月額5,200円)	62,400
第6段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20 (月額6,240円)	74,900
第7段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額×1.30 (月額6,760円)	81,100
第8段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.50 (月額7,800円)	93,600
第9段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が300万円以上500万円未満	基準額×1.70 (月額8,840円)	106,100
第10段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が500万円以上700万円未満	基準額×1.90 (月額9,880円)	118,600
第11段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が700万円以上	基準額×2.10 (月額10,920円)	131,000

※介護保険法正により、消費税による公費を投入して、保険料軽減を行う仕組みが設けられています。